

事務処理要領の一部改定新旧対照表

変 更 後	現 行	改定理由
<p style="text-align: center;">第3章 契約の変更または解約</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 加入生産者の名義変更・事業譲渡</p> <p>(1) 加入生産者が畜産経営の全てをその家族に譲渡する場合、単協等は2号会員等を通じて基金に各種変更届を提出する。加入生産者が法人化により名義を変える場合は、各種変更届に登記簿謄本を添付する。</p> <p>(2) 加入生産者が畜産経営の全てを家族以外の者に譲渡する場合、単協等は2号会員等を通じて基金に、経営移譲にともなう名義変更申請書を提出し、事業譲渡契約書または預託契約書または家畜の売買契約書及び施設譲渡（賃貸借）契約書を添付する。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の手続により、譲渡元の生産者と締結した基本契約書及び数量契約書は、当該年度中においては、譲渡先の生産者との契約書として効力を有する。</p> <p>(4) 加入生産者が畜産経営の一部を譲渡し、自らも経営を継続する場合、単協等は次年度の開始前に、2号会員等を通じて基金に各種変更届を提出する。この場合、譲渡元の生産者と締結した数量契約書は、譲渡先の生産者に対しては、効力を有さない。</p> <p>(5) (1) (2) 及び (4) のいずれの場合も、譲渡先の生産者は次年度の開始前に、次年度数量契約書に加えて、次年度を開始時期とする基本契約書を締結する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 契約の変更または解約</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 加入生産者の名義変更・事業譲渡</p> <p>(1) 加入生産者が引退・死亡した場合、単協等は2号会員等を通じて基金に氏名変更届を提出する。法人化により名義が変わる場合は、氏名変更届に登記簿謄本を添付する。</p> <p>(2) 加入生産者が事業譲渡した場合、単協等は2号会員等を通じて基金に事業譲渡申請書を提出し、事業譲渡契約書または預託契約書または家畜の売買契約書と施設譲渡（賃貸借）契約書を添付する。</p> <p>(3) 年度初めに名義変更・事業譲渡する場合は、変更後の名義を用いて契約する。 <u>年度途中で名義変更・事業譲渡する場合は、申請書類の写しを数量契約書に添付し保管する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家族に全部譲渡する場合は「各種変更届」を用いることを明確にした。 ・家族以外に全部譲渡する場合は「経営移譲にともなう名義変更申請書」を用いることを明確にした。 ・年度内は、元の契約書を有効とすることを明確にした。 ・一部譲渡は、譲渡元の数量契約書は譲渡先では無効となることを明確にした。 ・一部譲渡も「各種変更届」を用いることを明確にした。 ・譲渡先は、次年度は基本契約書を締結することを明確にした。

事務処理要領の一部改定新旧対照表

変 更 後	現 行	改定理由
<p>4. 加入生産者との契約先の変更</p> <p>農協合併や商流の変更により、加入生産者の契約先が変わる場合、変更前の契約先単協等は、2号会員等を通じて基金にJA合併届または商流変更申請書を提出する。</p> <p><u>この場合、加入生産者が変更前の契約先単協等と締結した基本契約書及び数量契約書は、当該年度中においては、変更後の単協等との契約書として効力を有する。</u></p> <p><u>なお、加入生産者と変更後の契約先は、次年度の開始前に、次年度数量契約書に加えて、次年度を開始時期とする基本契約書を締結する。ただし農協合併の場合は、次期基本契約期間までは基本契約書を再締結する必要はないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 削 除</p>	<p>4. 加入生産者との契約先の変更</p> <p>農協合併や商流の変更により、加入生産者の契約先が変わる場合、変更前の契約先単協等は、2号会員等を通じて基金にJA合併届または商流変更申請書を提出する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 削 除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併や商流変更した場合は、年度内は元の契約書を有効とすることを明確にした。 ・ 農協合併・農協の名称変更以外は、次年度は基本契約書を締結しなおすことを明確にした。

事務処理要領の一部改定新旧対照表

変 更 後	現 行	改定理由
<p style="text-align: center;">第5章 補てん積立金</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 別途納付金（業務方法書第6条の2、価格差補てん契約実施基準4(3)）</p> <p>（1）基本契約期間の途中で加入する畜産経営者は、既加入生産者が納入する積立金以外に、<u>業務方法書に定められた算式により算出される額を基準として、理事長が定めた別途納付金を納入する。</u></p> <p>（2）別途納付金とは、あらたに加入する畜産経営者が、あらたに加入する事業年度開始時において<u>既加入生産者</u>の持分財産たる通常補てん準備財産に繰越額がある場合、その繰越額に応じて別途に納付する積立金である。</p> <p>（3）<u>畜産経営者が名義変更や経営の全てまたは一部を既加入生産者から譲渡を受けた場合は第3章3項の手続きにより、また農協合併や商流の変更により加入生産者の契約先が変わる場合は、第3章4項の手続きにより、既加入者として扱い、別途納付金の対象としない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 補てん積立金</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 別途納付金（業務方法書第6条の2、価格差補てん契約実施基準4(3)）</p> <p>（1）基本契約期間の途中で加入する畜産経営者は、既加入生産者が納入する積立金以外に、<u>評議員会の意見を聴き、かつ、理事会で決議した別途納付金を加算して納入する。</u></p> <p>（2）別途納付金とは、あらたに加入する畜産経営者が、あらたに加入する事業年度開始時において<u>既</u>に加入している加入生産者の持分財産たる通常補てん準備財産に繰越額がある場合、その繰越額に応じて別途に納付する積立金である。</p>	<p>・平成30年1月理事会で、別途納付金単価を理事長決定としたため。</p> <p>・用語の修正</p> <p>・経営譲渡を受けた場合や商流変更の場合は、別途納付金を取らないことを明確にした。</p>

事務処理要領の一部改定新旧対照表

変 更 後	現 行	改定理由
<p>(4) <u>既加入者が、災害の発生その他特別な事由により休業したものの、基本契約期間内に経営を再開し、数量契約を締結する場合は、既加入者として扱い、別途納付金を徴収しない。</u></p> <p>3. ～ 4. [略]</p> <p>第 6 章 [略]</p> <p>第 7 章 基金間移動</p> <p>1. 移動の申請 (業務方法書第 9 条の 2)</p> <p>[略]</p> <p>(1) 申請における注意点</p> <p>ア. 加入生産者の基金間移動は、業務方法書第 5 条第 2 項による基本契約期間 (4 年間) 中 4 回を限度とする。</p> <p>イ. 加入生産者は、基金間移動にあたって、単協、<u>会員又は荷受組合に委任した契約を一つの契約移動単位とし、この数量契約を複数の契約に分割することは出来ない。</u></p> <p>ウ. ～エ. [略]</p>	<p>3. ～ 4. [略]</p> <p>第 6 章 [略]</p> <p>第 7 章 基金間移動</p> <p>1. 移動の申請 (業務方法書第 9 条の 2)</p> <p>[略]</p> <p>(1) 申請における注意点</p> <p>ア. 加入生産者の基金間移動は、業務方法書第 5 条第 2 項による基本契約期間 (4 年間) 中 4 回を限度とする。</p> <p>イ. 加入生産者は、基金間移動にあたって、単協、<u>2 号会員又は 1 号会員との数量契約を一つの契約移動単位とし、この数量契約を複数の契約に分割することは出来ない。</u></p> <p>ウ. ～エ. [略]</p>	<p>・基本契約期間内の経営再開者から別途納付金を取らないことを明確にした。</p> <p>(なお、「廃業手続」後に「再開」した場合も「休業」後の「再開」として取扱うこととする。)</p> <p>・畜産基金の場合、単協・2号会員・1号会員の他に「4号会員」があるので、「会員」という表現に改める。</p> <p>・荷受組合に委任した契約を一の契約単位とすることが漏れているので追記する。</p>

事務処理要領の一部改定新旧対照表

変 更 後	現 行	改定理由
<p>オ. <u>基金間移動前と基金間移動後で、契約者名義が変わる場合、基金間移動申請書は、移動前の名義での申請を基本とする。</u></p> <p><u>変更後の名義で移動申請する場合は、第3章3項に定めた必要書類を転入先と転出元の両方に提出する。</u></p> <p>(2) ~ 3. [略]</p> <p>第8章 借入れによる補てん金の返納</p> <p>1. 確認書の提出</p> <p>契約未継続または契約数量が前年度対比 20%以上減少し、それが合理的な理由による場合は、別に定める確認書を提出する。</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p><u>(3) 畜種変更によって基金契約数量が 80%以下となる場合は、</u></p> <p><u>ア. 1 頭当たりの当該畜種の標準飼養給与量から計算して合理的な場合、合理的な理由と認める。</u></p> <p><u>イ. 確認書の「Ⅱ数量減少の場合 1. 規模縮小のため」の欄に、畜種及び飼養頭数の変化内容を記載する。</u></p> <p>2. [略]</p>	<p>(2) ~ 3. [略]</p> <p>第8章 借入れによる補てん金の返納</p> <p>1. 確認書の提出</p> <p>契約未継続または契約数量が前年度対比 20%以上減少し、それが合理的な理由による場合は、別に定める確認書を提出する。</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>2. [略]</p>	<p>・名義変更と基金間移動が重なった場合の対応を明確にした。</p> <p>。</p> <p>飼養頭数は変わらないが、畜種の変更により、飼料給与量が変わった場合の対応を明確にした。</p>

事務処理要領の一部改定新旧対照表

変 更 後	現 行	改定理由
<p data-bbox="495 280 656 309">第 9 章 [略]</p> <p data-bbox="472 403 555 432"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="174 464 972 549"><u>1. 変更後の事務処理要領は、平成 3 0 年 1 0 月 2 3 日から実施する。</u></p>	<p data-bbox="1346 280 1507 309">第 9 章 [略]</p>	

事務処理要領の一部改定新旧対照表

変 更 後	現 行	改定理由
<div data-bbox="197 263 499 331" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>基金間移動申請書</p> </div> <div data-bbox="264 384 909 427" style="text-align: center;"> <p>配合飼料安定基金契約移動申請書</p> </div> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(転入先) 殿 (転出先) 殿 (申請者) 〒 住所 氏名 ㊞</p> <p>このたび、私は、平成 年度第 四半期より、（（一社）全国配合飼料供給安定基金、（一社）全国畜産配合飼料価格安定基金、（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金）の<u>会員又は単協</u>と締結している<u>契約</u>を（（一社）全国配合飼料供給安定基金、（一社）全国畜産配合飼料価格安定基金、（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金）の<u>会員又は単協</u>に下記のとおり変更したく、移動申請前の数量契約書を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記 以下省略</p>	<div data-bbox="1001 263 1303 331" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>基金間移動申請書</p> </div> <div data-bbox="1025 384 1749 427" style="text-align: center;"> <p>配合飼料安定基金数量契約移動申請書</p> </div> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(転入先) 殿 (転出先) 殿 (申請者) 〒 住所 氏名 ㊞</p> <p>このたび、私は、平成 年度第 四半期より、（（一社）全国配合飼料供給安定基金、（一社）全国畜産配合飼料価格安定基金、（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金）の<u>会員</u>と締結している<u>数量契約</u>を（（一社）全国配合飼料供給安定基金、（一社）全国畜産配合飼料価格安定基金、（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金）へ下記のとおり移動したく、移動申請前の数量契約書を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記 以下省略</p>	<p>(1) 「数量」を削除する。</p> <p>(2) 畜産基金の場合、一部の単協は「会員」ではないので、「会員又は単協」とする。</p> <p>(3) 「数量契約の移動」を「契約の変更」に改める。</p>